

国 地 契 第 6 9 号
令 和 2 年 3 月 3 1 日

各地方整備局長 あて

国土交通事務次官
(公 印 省 略)

「工事請負業者の資格を定める場合の総合点数の算定要領」の一部改正について

標記について、工事請負業者の資格を定める場合の総合点数の算定要領（昭和41年12月23日付け建設省厚第79号）の一部を下記のとおり改正することとしたので、遺漏なきよう措置されたい。

記

第3第1項中「平成29年国土交通省告示第1196号」を「令和2年国土交通省告示第496号」に、「平成30年3月31日以前に」を「令和2年3月31日以前に」に改める。

第3の2第1項中「平成30年4月1日以降に」を「令和2年4月1日以降に」に改める。

第5第1項中「平成30年4月1日以降に」を「令和2年4月1日以降に」に改める。

附 則

この通知による改正後の工事請負業者の資格を定める場合の総合点数の算定要領は、令和2年度以降に締結する工事請負契約に関する事務処理について適用する。